2024 年度

里親養育包括支援機関(フォスタリング機関)事業計画

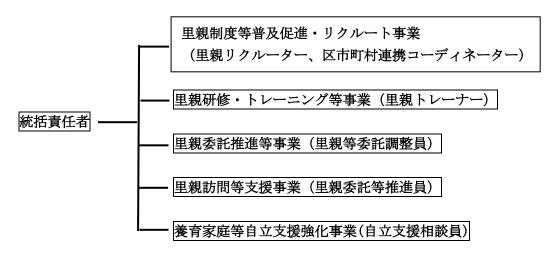
はじめに

前年度、立川児童相談所フォスタリング機関は、①運営管理に関すること、②児童相談所との協働に関すること、③里親に対するサービスの質と量に関すること、これらの課題に対する解決策を包含する取組みをすすめた。また、八王子児童相談所のフォスタリング機関に応募をして採択された。

2024 年度は、新たに受託した八王子児相相談所フォスタリング機関の運営を軌道に乗せること、また、二つのフォスタリング機関の連携を進めることが課題になる。

また、改正児相福祉法の実施により 2024 年 4 月に、児童福祉施設「里親支援センター」が創設される。フォスタリング機関の里親支援センターへの転換、受託増を視野に入れ、里親支援部門の再編強化を進める。

フォスタリング機関 組織図



1. フォスタリング機関の運営について

(1)会議について

- ・会議を行うことによって新たな解決策を見出すことができ、同時に仕事の速度が上がる会議。 自由に意見を言い合うことができ、また次のゴールを設定できるようにする。
 - 1) 朝のミーティング 情報共有の場とする
 - 2) 水曜の会議
 - ・各担当者からの現状報告やケース内容の共有などを行う。
 - ・日常的な検討や確認事項の共有をする。
 - 3) 本院の長時間会議
 - ・時間をかける議題の検討を行う

(2)会計・諸届について

- 1) 会計
 - ・物品購入・稟議書・小口使用について、マニュアル化し、会計の流れの再確認する。
- 2)諸届
 - ・事務手続きについて、確認できるマニュアルを作成する。 一目見てわかる例文を事務の方の協力のもと作成する。(出勤簿・超勤簿・日報・ 勤務変更届など)

(3) チームワークについて

- ・会議等で、各自の役割を順番で全体にプレゼンする機会を持つ。現時点での役割や今後やろうとしていることなどを話、お互いに共有できるようにする。
- 引継ぎや報告事項で不明点がある場合はそのままにせず、解決する
- ・統括は里親情報を把握し、それに伴う各職員の職務状況の理解把握に努める
- (4) 外部機関(立川児相、育成支援課、里親会等)との連携・協力について
 - 1) 児童相談所
 - ・フォスタリング機関が成長し、児童相談所と対等に意見しあえる関係を築いていく。
 - 2) 里親会
 - ・個人のやり取りがフォスタリング全体に影響することを想定し里親とやり取りを行 う。要望なども個人の見解で回答せず、組織としての回答を心掛ける
 - ・里親との交流内容について、確認、見直し、また、支部会・サロン等内容確認を行い、フォスタリングとして里親の交流方法を検討していく。
- 3) その他
 - ・必要な場面で必要な判断が個人でもできるよう、フォスタリングの意図やビジョンを 各自がきちんと理解する

(5) 勤務について

- ・率先して業務を切り上げていけるようにする
- ・業務分担の実施。(そのためには個々の仕事をきちんと行う)
- ・夜間の相談、緊急一時保護に対応するための勤務体制を実施する。

(6) 愛恵会乳児院との連携

- ・本院に対して確認したい内容は担当窓口から確認。担当窓口外の内容は第三者ではな く関わった人が問い合わせる。
- ・フォスタリング業務を理解していただけるよう細やかに状況共有を行う。そのために 定期的に本院で会議を行い、部分的に事務の方にも参加してもらう
- ・本院との良好な関係を構築し、新生児や乳児に関して助言を得てより良い里親支援に 繋げていく

(7) 職員養成について

- ・職員は年に1回以上の業務に関連する外部研修に参加して、その専門性を高める。
- ・職員の経験値を高めたり新しい発想を生むためにも、フォスタリング機関内部でのジョブローテーションを実施したり、法人内での異動を実施する。

(8) 法人内フォスタリング機関の連携・協働

・2つのフォスタリング機関と乳児院の里親支援担当職員の会議を定例化する。

里親支援に関わる情報交換やノウハウの交流などを行う。

2. 児童相談所との協働について

- (1)協働の現状と課題
- ・児童相談所内の一区画がフォスタリング機関職員用に割り当てられていることで、児童 相談所職員とのコミュニケーションが取りやすく情報が入りやすい。反面、自由に発言しに くい面や児童相談所内の機関であることでの制約がある。
- ・業務内容により、児童相談所との関わりに強弱がある。児童相談所が担っていた業務を フォスタリング機関の職員が引継ぎ、児童相談所職員と一緒に担うようになっていること から、児童相談所の関与が強い。
- (2) 今後のありかたについて
- ・フォスタリング機関としての意見を持ち、児童相談所に伝えていく必要がある。そのためにもフォスタリング機関職員同士が、情報を共有して、意見を自由に出し合い協議できる関係性を築き、根拠を持って説得力のあるプレゼンができる力を養っていく。

3. 里親に対するサービスの質と量について

- (1) 里親からのニーズに応えるために
- ・里親は民間機関であるフォスタリング機関に「児童相談所にはできなかった動き」を当然期待しており、それは量的な面では夜間・休日の対応であり、質的な面では児童との長期的な関わりやより里親子に近い立場での支援である。

これらを実現するためにはフォスタリング機関内の限られた人的資源のみでは困難で、 法人としてのバックアップ体制やケアワーク・ソーシャルワーク経験豊富な職員の配置 が必要である。

4. 個別の事業の実施について

- (1)里親制度等普及促進・リクルート事業 (里親リクルーター、区市町村連携コーディネーター)
- 1) 里親の新規開拓及び普及啓発などに関する取り組み
 - ・里親制度説明チラシ、普及啓発グッズ(風船、除菌液、ファイルバッグ)の配布。大規模イベントの周辺や、駅前等人が集まりやすい場所を狙う。
 - ・各市町村で人気のあるカフェ、調剤薬局、スーパー、神社仏閣などを個別に訪問して、 ポスター掲示やチラシ配布への協力を募る。
 - ・SNS (ツイッター等のソーシャルメディア) を利用したフォスタリング機関活動の報告をすることで、多くの人に里親制度に対する関心を持ってもらう。
 - ・オンラインまたは対面での制度説明会を月2回以上のペースで計画する。その際にはやりがいとともに大変な面も含めて、なるべく里親としての具体的な生活がイメージできるように工夫する。
- 2)養育体験発表会の実施
 - ・立川児童相談所管内に所在する乳児院・児童養護施設の職員向けに養育体験発表および 制度説明会を実施することで、施設入所中の児童をより一層里親委託に結び付けられ

るようにする。

・各市町村にて例年実施している養育体験発表会を実施する。各市町村に企画を任せ過ぎていた嫌いがあるので、より効果的な普及啓発の場となるようフォスタリング機関として提言する。

3) 里親・地域関係機関との連携

- ・すでに里親登録している方向けに、フォスタリング機関の目的・役割・支援内容を知っていただくためのパンフレットを作成する。
- ・各市町村職員や学校教職員向けに里親制度に関するビラを配ったり、フォスタリング機関の説明をすることで、里親の地域社会での暮らしやすさの向上を目指す。
- ・久しく関わりが薄くなっている桧原村にて、普及啓発活動を実施する。

(2) 里親研修・トレーニング等事業(里親トレーナー)

1) 里親法定研修

認定前研修、更新時研修、受託後研修、登録後研修、乳児委託研修を実施する。前年度の受講状況や里親登録認定部会のタイミングを踏まえて、それぞれの研修の適切な実施時期や回数を決める。

また立川児童相談所管内里親の特徴として、養育家庭(親族)と親族里親の方が多い。これらの方は親族に特別な事情があるため里親登録しているため、グループディスカッションにおいては配慮を要するし、研修内容自体もそれらの方に合わせたものを用意することも検討する。

2) スキルアップ研修

前年度は認定こども園での施設実習と真実告知の体験談発表を実施した。これら二つの研修に関しては引き続き実施する。フォスタリングチェンジプログラム 'FCP'の研修を受講してファシリテーターを増やす。

(3) 里親委託推進等事業(里親等委託調整員)

1)新規登録

リクルーターの制度説明、トレーナーの研修業務と密接に関連していることから、各担当者間の情報共有と協働を進める。

2) 登録更新手続き

親担当児童相談所福祉司、養育家庭専門員、フォスタリング機関職員と協力して業務にあたる。

3) 児童と里親家庭のマッチング支援

児童相談所親担当福祉司・養育家庭専門員、里親委託等推進員と協働しながら実施する。

4) 自立支援計画書の作成

里親委託等推進員と協働しながら作成する。

5) 里親委託等推進委員会

年2回の予定。里親委託推進に向けて実のある話をするために、フォスタリング機関各職員から具体的な提案をする。

(4) 里親訪問等支援事業(里親委託等推進員)

- 1) 里親からの相談受付等
 - ・定期的な訪問以外に、里親のニーズと要望を考えて訪問や電話連絡を実施する。
 - ・支部役員会に統括・それ以外の職員が定期的な参加することで、情報交換の場とする。
- 2) 里親家庭への訪問支援等
 - ・心理士による専門的なカウンセリングを里親・里子に実施する。
- 3) 里親等による相互交流(里親サロン、勉強会等)
 - ・フォスタリング機関主催、支部との共催による里親サロンを実施する。里子が楽しめる 活動的なプログラムを実施したり、里親が懇談したり知識を得ることのできる機会を 設ける。
 - ・養子縁組里親対象の真実告知に関する講義を受ける場や、懇談の場を設ける。
- 4)養育体験の実施

未委託家庭のスキルアップを目的に、乳児院・児童養護施設での体験・講義を実施する。

- 5) 一時保護委託の支援
- 一時保護所が満床の状態が続いており、里親宅を一時保護先として活用することが求められている。子ども担当福祉司に活用できそうな里親情報を提供したり、里親との連絡調整、委託後の里親・児童のフォローをする。
- 6) 育児家事援助者派遣事業の実施

民間のベビーシッター派遣業者との契約を継続するか、もしくは業者との契約を打ち切り個人との派遣契約を新たに取り交わす。いずれの場合においても里親からの要望にはなるべく応えられるように、必要な場合にはフォスタリング職員が保育者として里親宅を訪問する。

7) レスパイト・ケア事業(一時的にケアを代理し、休息を与える里親家庭支援)

2022年度途中より、本事業の利用上限時間数が撤廃された。里親からの利用希望を的確にアセスメントして、その必要性や里親の養育力も含めて利用の可否を決定する必要がある。

(5) 養育家庭等自立支援強化事業(自立支援相談員)

- 1) 里親子への情報提供・相談援助
- ・奨学金制度や就業支援に関する情報は時々刻々と変化するため、常に最新情報を得られるように関係機関とのネットワークを広げ、勉強会に参加するなどする。
 - 2) 里親委託児童への相談援助
- ・中学生・高校生を対象に進学、就職に関わる支援をする。またその他求められる支援をする。
 - 3) 高校中退児童の再進学・就労支援
- ・生活の具体的なシミュレーションをし、学校・企業との連絡調整をすることで児童が孤立しないようにサポートする。
 - 4) 措置解除児童に関する相談援助 (アフターケア)
- ・他の支援機関とのつながりがある対象者に関して、他機関と情報共有しながら支援をする。

5. フォスタリング機関の事業展開について

(1) 受託の拡大

・八王子児童相談所は、管轄人口が100万人を超えることから分割され、新たに開設される(仮称)町田児童相談所にフォスタリング機関の設置が想定されることから、その受託を目指す。

東京都の「多摩地域の児童相談所配置計画」(愛恵会乳児院関連)

児童相談所名	再編後		
	考え方等	人口	管轄自治体
	管轄人口や自治体数を適正化		立川市、昭島市、国立市
立川	西多摩8市町村を他児相に移管	72万	東大和、武蔵村山【小平
	近接3市を編入		児相から】
			日野市【八王子児相から】
	管轄人口の適正化		
八王子	地理的条件、交通利便性等を考慮	56万	八王子市
	他児相へ2市を移管		
	立川児相から8市町村を移管	38万	青梅市、福生市、羽村市
【新規】			あきる野市、瑞穂町、日
西多摩			の出町、檜原村、奥多摩
			町【立川児相から】
【新規】町田	八王子児相から移管	43万	町田市【八王子児相から】
	令和7年度開設(仮設)11年度(本設)		

[※]ゴシックは、当法人がフォスタリング機関受託児相又は応募予定児相。

(2) 施設への転換への対応

・改正児童福祉法の実施により、2024年4月から児童福祉施設「里親支援センター」が創設される。今後示される運営基準の内容などを把握して、東京都におけるフォスタリング機関から里親支援センターへの転換に対応した取組みをすすめる。

新たな児童福祉施設として里親支援センターの創設

- ○里親支援センターの創設は、令和6年4月施行を予定
- ○フォスタリング機関を新たに「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付ける
- ○里親支援事業の実施に要する費用は、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担について児童福祉法上に位置付ける

運営基準など

- ○新たに里親支援センターに関する設備及び運営基準を定める
- ○東京都は、移行期間を設け基準を踏まえて転換を進める方向